

保医発第0508001号
平成20年5月8日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、保険医療機関等において保険診療を行うに当たり、治療等とは直接関連のないサービス等に係る費用を患者側から徴収する際の取扱いを明確化しているところであるが、今般、使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(平成20年4月18日厚生労働省告示第285号)の適用によりチャンピックス錠が薬価収載されたことに伴い、ニコチン依存症管理料の算定対象となるニコチン依存症以外の疾病に対して禁煙補助剤の処方を行う場合の取扱いについて、下記の通りとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日付け保医発第0901002号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)2(4)ウ中「ニコチン貼付剤」を「禁煙補助剤」に改める。